

千葉県立柏の葉公園総合競技場 利用案内

1. 利用時間

専用利用：午前9時から午後9時まで（利用調整時の利用のみ）

共同利用：午前9時から午後5時まで

2. 休場日

- 火曜日（ただし、火曜日が祝日の場合は翌平日が休場）
- 年末年始
- 施設管理日

3. 利用形態

- 専用利用：陸上競技トラック、フィールド施設（観客席、諸室等も含む）を一式として利用できます。ただし、フィールドについては利用できる日程が決まっております。
 - ① 公共団体、公共的団体が主催する大会（広域的大会等）などに専用に貸し出します。
 - ② 施設構造上、円盤投げ、槍投げ、ハンマー投げの利用はできません。
- 共同利用
 - ①専用利用のない場合に限り、陸上競技トラックのみ個人またはグループで利用できます。
 - ②フィールドの貸出はありません。

4. 申込方法

総合競技場受付へ直接お越しください。（電話、郵便等での申し込みは行っておりません）

●専用利用の場合

- ①利用月の1ヵ月前の1日（例えば、10月10日使用の申込は9月1日）から利用する7日前まで受付を行います。
 - *1月は10日に受付を行います。（10日が休場の場合は翌日）
 - *フィールド競技（サッカー）の貸出日がある場合は別途お知らせいたします。

●共同利用の場合

- ①専用利用のない場合に限り、利用する当日に場内券売機にて利用券を購入してください。引率者、見学者も利用者扱いとなります。

5. アクセス

○ つくばエクスプレス線『柏の葉キャンパス駅』

- 西口からバスで約5分
 - ・「江戸川台駅東口行」、「流山おおたかの森駅東口行」→「東大西」下車
 - ・「柏駅西口行」→「柏の葉公園中央」下車 徒歩約10分

●西口から徒歩約20分

○ JR常磐線『柏駅』

- 西口からバスで約20分
 - ・「県民プラザ行」→「県民プラザ（終点）」下車
 - ・「県民プラザ経由国立がん研究センター行」→「東大西」下車
 - ・「税関研修所経由国立がん研究センター行」→「税関研修所」下車 徒歩約10分

○ 東武アーバンパークライン『江戸川台駅』

- 東口からバスで約15分
 - ・「国立がん研究センター経由柏の葉キャンパス駅西口行」→「東大西」下車
- 東口から徒歩約20分

6. 利用に際してのお願い

- 競技場を専用利用する際には、事前に係員と打ち合わせするようにお願いします。
- 利用申込には使用許可申請書の提出が必要です。利用当日は申請書（控）を受付窓口に提出し、利用料を納付してください。利用開始後のキャンセルについて利用料の返金はいたしません。
- その他利用に際して、ご不明な点は、係員にお申し出ください。

7. 問合せ先

- 柏の葉公園ホームページ <http://www.cue-net.or.jp/kouen/kasiwa/>
- 千葉県立柏の葉公園総合競技場 04-7135-5012（休場日を除く9時～16時）

利 用 料

1. 競技場利用料

区 分		利 用 時 間	料 金
専 用 利 用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用	昼間2時間ごと 3,730円 夜間2時間ごと 4,480円
		アマチュアスポーツ以外の催物 に利用	午前9時～午後1時 (昼間)
	午後1時～午後5時 (昼間)		17,010円
	午前9時～午後5時 (昼間)		30,030円
	午後5時～午後9時 (夜間)		18,000円
	超過1時間当たり (昼間)	3,740円	
超過1時間当たり (夜間)	4,490円		
入場料を徴収する場合 撮影、興行的マラソン等の催物に利用	午前9時～午後1時 (昼間)	150,340円	
	午後1時～午後5時 (昼間)	170,360円	
	午前9時～午後5時 (昼間)	300,680円	
	午後5時～午後9時 (夜間)	180,410円	
	超過1時間当たり (昼間)	37,570円	
	超過1時間当たり (夜間)	45,100円	
共同利用	一 般	昼間1時間当たり	70円
	高 校 生 以 下	(付添者・見学者も該当します)	40円

2. 付帯設備利用料

1. 照明灯利用料 [1時間あたり]		
点 灯 率	競技場入場料を徴収しない場合	競技場入場料を徴収する場合
全 灯	10,470円	104,750円
1/2灯	5,230円	52,370円
1/5灯	2,080円	20,950円
2. 電光掲示盤利用料		
1時間あたり	3,600円	

(令和元年10月1日改定)

- 注：○「昼間」……午前9時から午後5時の間をいう。
 ○「夜間」……午後5時から午後9時の間をいう。
 ○「入場料有料」とは、入場料その他これに類する料金を徴収する場合。または景品等により入場者（観覧者）が限定されている場合をいう。
 ○「入場料無料」とは、入場料その他これに類する料金を徴収し、または景品等により入場者（観覧者）を限定としない場合。若しくは、入場者（観覧者）がいない場合をいう。